

窓口手数料一覧表

平 1 8 . 1 0 . 1 6

種 類	金 額
納税証明(一人・一年度・一税目をそれぞれ1枚として扱う)	1枚 300円
軽自動車納税証明(車両継続検査用)	無 料
課税証明(非課税証明)	1枚 300円
所得証明・所得課税証明	1枚 300円
奨学用所得証明(奨学資金借入用、授業料免除申請用含む)	無 料
児童手当用 所得課税証明(町在住者のみ)	無 料
評価証明(土地・建物共通)9筆まで	1枚 300円
評価額通知書(登記用)	無 料
土地家屋証明	1枚 300円
公課金証明	1枚 300円
事業(営業)証明	1枚 300円
公簿閲覧 ・土地番順リスト(一人一回) ・名寄せ帳(納税義務者単位:コピー1部含む 名寄帳が複数枚になっても、1件として扱う。 地番順リストを複数冊閲覧しても、1件扱い。 コピーする場合は枚数分のコピー代徴収。	1件 300円
公図閲覧 (1字単位)コピー1部含む 字が大きく、複数枚となっても1字として扱う。 コピーする場合枚数分のコピー代徴収。	1字 300円
固定資産税公簿の縦覧(4月1日~4月末まで) 「名寄せ帳及び、土地家屋価格等縦覧帳簿」	無 料 (名寄せ帳コピーは無料)
諸証明(町税の完納証明等)	1枚 300円
住宅用家屋証明「築・既存住宅」 (既存住宅は木造20年以内、鉄骨・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ25年以内)	1件 1,300円
臨時運行許可書(許可期間5日以内) 使用目的・自賠償保険証・自動車検査証書の確認	1両 750円
原動機付き自転車標識弁償代	1両 300円

手数料は、八百津町手数料条例、規則により徴収する。

ただし、納税義務者から賦課決定処分や価格決定根拠等の説明を求められ、課税台帳等を見せることは、賦課徴収事務の一環なので手数料は徴収しない。

税務証明の請求者 - - 納税義務者本人・同居の家族・納税管理人

代理人（委任状及び・身分証明必要）・相続人（相続確認必要）

破産管財人等（選任を証する書面必要）

弁護士・司法書士（統一様式の固定資産評価証明申請書必要）

郵便による請求 - - - 任意の証明申請書・手数料（郵便小為替）・返信用封筒及び切手